

## 復代理人の選任 宅建 H21-02-3 《#774》

【問】 正誤をつけよ。

AがA所有の土地の売却に関する代理権をBに与えた。Bは、自らが選任及び監督するのであれば、Aの意向にかかわらず、いつでもEを復代理人として選任して売買契約を締結させることができる。 ✕

【答え】 誤り

《ポイント1》 任意代理人による復代理人の選任 【★入門】

委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときになければ、復代理人を選任することができない。（民法 104 条）

《ポイント2》 法定代理人による復代理人の選任 【★入門】

法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。（民法 105 条）

親  
|  
未成年者

いつでも